

契約締結前の書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定により、お渡しするものです。)

弊社との投資顧問契約の内容をご確認いただくため、この書面をよくお読みください。

商号 アセットアライブ株式会社
金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第49号 投資助言・代理業

所在地 〒663-8211 兵庫県西宮市今津山中町1番22-406号
TEL 0798-36-2030

投資顧問契約の概要

- ①投資顧問契約は、有価証券等の価値等の分析に基づく投資判断をお客様に助言する契約です。
- ②当社の助言に基づいて、お客様が行った売買の成果は、すべてお客様に帰属します。当社の助言はお客様を拘束するものではなく、有価証券等の売買を強制するものではありません。売買の結果、お客様に損害が発生することがあっても、当社はこれを賠償する責任を負いません。

報酬等について

①投資顧問契約による報酬

投資顧問契約により、国内の株式、債券の価値の分析又はこれらの価値の分析に基づく投資判断に関し、次の会員区分に従い助言を行い、お客様から、会員区分に基づいて助言報酬を頂きます。

会員区分	期間	報酬額	助言の方法等
総合コース	30日	10000円	毎日10-15本の株式情報(推奨銘柄や株式市況を含む)を会員サイトで閲覧又は、メール送信します。
	90日	27000円	

注:金額はすべて消費税を含みます。

②その他の費用

インターネット関連の通信費、送金時の振込手数料は、お客様でご負担ください。

有価証券等に係るリスク

投資顧問契約により助言する有価証券等についてのリスクは次のとおりです。

①株式

株価変動リスク: 株価の変動により、投資元本を割り込むことがあります。また株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込んだり、その全額を失うことがあります。

株式発行者の信用リスク: 市場環境の変化、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により売買に支障を来し、換金できないリスクがあります(流動性リスク)。この結果、投資元本を割り込むことがあります。

②債券

価格変動リスク: 債券の価格は、金利の変動により上下するので、投資元本を割り込むことがあります。また債券発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込んだり、その全額を失うことがあります。一方、債券によっては、期限前に償還されることがあり、これによって投資元本を割り込むことがあります。

債券発行者の信用リスク: 市場環境の変化、債券発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により売買に支障を来し、換金できないリスクがあります(流動性リスク)。この結果、投資元本を割り込むことがあります。

③信用取引等

信用取引や有価証券関連デリバティブ取引においては、委託した証拠金を担保として、証拠金を上回る多額の取引を行うことがありますので、上記の要因により生じた損失の額が証拠金の額を上回る(元本超過損が生じる)ことがあります。信用取引の対象となっている株式等の発行者又は保証会社等の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、信用取引の対象となっている株式等の価格が変動し、委託証拠金を割り込むこと、また損失の額が委託証拠金の額を上回る場合があります。

クーリング・オフの適用

この投資顧問契約はクーリング・オフの対象となります。具体的な取扱いは以下の通りです。

①クーリング・オフ期間内の契約解除

契約締結時書面を受領した日から起算して 10 日以内に、書面により契約を解除することができます。契約解除日は、お客様がその書面を発した日となります。なお、契約解除の場合は、解除までの期間に相当する報酬額として内閣府令で定める金額を徴収します。報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額をお返しいたします。

②クーリング・オフ期間経過後の契約解除

クーリング・オフ期間経過後は、契約を解除しようとする日の1か月(30日)前までの書面による意思表示で契約を解除できます。契約解除の場合は、解除までの期間に相当する報酬額として日割り計算した額をいただきます。報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額をお返しいたします。

租税の概要

お客様が有価証券等を売買される際には、売買された有価証券等の税制が適用され、例えば、株式売買益に対する課税、有価証券等から得る配当、利子等への課税が発生します。

投資顧問契約の終了の事由

投資顧問契約は、次の事由により終了します。

- ①契約期間の満了(契約を更新する場合を除きます。)
- ②クーリング・オフ、又はクーリング・オフ期間経過後において、お客様から書面による契約の解除の申し出があったとき。(詳しくは上記クーリング・オフの適用を参照ください。)
- ③当社が、投資助言業を廃業したとき。

禁止事項

当社は、当社が行う投資助言業務に関して、次のことが法律で禁止されています。

- ①顧客を相手方として又は顧客の為に証券取引を行うこと。
 - ・有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引。
 - ・有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎまたは代理。
 - ・次に記載する取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理。
 - 取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引。
 - 外国金融市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引。
 - ・店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎもしくは代理。
- ②当社及び当社と密接な関係にある者が、いかなる名目によるかを問わず、顧客からの金銭・有価証券の預託を受け、又は当社及び当社と密接な関係にある者に顧客の金銭、有価証券を預託させること。
- ③顧客への金銭・有価証券の貸付け、又は貸付けの第三者への媒介、取次ぎ、代理を行うこと。

会社概要

資本金 1000万円

役員の名

代表取締役 下川勝彦 / 取締役 下川大輔 / 取締役 下川真理子 / 監査役 古野正明

主要株主

下川勝彦 / 下川大輔 / 下川真理子

分析者・投資判断者

下川勝彦

助言者

下川勝彦

当社への連絡方法及び苦情の申し出先

以下の電話番号、Eメールアドレスにご連絡ください。

TEL 0798-36-2030

Eメール service@asset-alive.com

当社が加入している金融商品取引業協会

当社は、社団法人日本証券投資顧問業協会の会員であり、会員名簿を協会事務局で自由にご覧になれます。また、近畿財務局で、当社の登録簿を自由にご覧になれます。

当社の苦情処理・紛争解決措置について

(1)当社は、「苦情処理規程」を定め、お客様等からの苦情等のお申し出に対して、真摯に、また迅速に対応し、お客様のご理解をいただくよう努めています。当社への連絡方法及び苦情等の申し出先は、以下の電話番号、e-メールアドレスにご連絡ください。

電話番号 0798-36-2030
e-メールアドレス service@asset-alive.com

また、苦情解決に向けての標準的な流れは次のとおりです。

- ①お客様からの苦情等の受付
- ②社内担当者からの事情聴取と解決案の検討
- ③解決案のご提示・解決

(2)当社は、上記により苦情の解決を図るほかに、次の団体を通じて苦情の解決を図ることとしています。この団体は、当社が加入しています社団法人日本証券投資顧問業協会から苦情の解決についての業務を受託しており、お客様からの苦情を受けています。この団体をご利用になる場合には、次の連絡先までお申し出ください。

特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター
住所 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-13
電話 0120-64-5005（フリーダイヤル）
（月～金／9:00～17:00祝日等を除く）

同センターが行う苦情解決の標準的な流れは次の通りです。詳しくは同センターにご照会ください。

- ①お客様からの苦情申し立て
- ②会員業者への苦情の取り次ぎ
- ③お客様と会員業者との話し合いと解決

当社の紛争解決措置について

当社は、上記の特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターが行うあっせんを通じて紛争の解決を図ることとしています。同センターは、当社が加入しています社団法人日本証券投資顧問業協会からあっせんについての業務を受託しており、あっせん委員によりあっせん手続が行われます。当社との紛争解決のため、同センターをご利用になる場合は、上記の連絡先にお申し出ください。

同センターが行うあっせん手続の標準的な流れは次のとおりです。詳しくは、同センターにご照会下さい。

- ①お客様からのあっせん申立書の提出

- ②あっせん申立書受理とあっせん委員の選任
- ③お客様からのあっせん申し立て金の納入
- ④あっせん委員によるお客様、会員業者への事情聴取
- ⑤あっせん案の提示、受諾

当社が行う業務

当社は、投資助言・代理業の他に、広告代理業を行っています。